

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年10月3日

【会社名】 メディアスホールディングス株式会社

【英訳名】 MEDIUS HOLDINGS Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 池谷保彦

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋一丁目1番1号

【電話番号】 03-3242-3154（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 経営推進本部長 芥川浩之

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋一丁目1番1号

【電話番号】 03-3242-3154（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 経営推進本部長 芥川浩之

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集（売出）金額】

その他の者に対する割当	161,000,000円
一般募集	586,900,000円
オーバーアロットメントによる売出し	86,000,000円

(注) 1. その他の者に対する割当の募集金額は、発行価額の総額であり、平成26年9月26日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2. 一般募集の募集金額は、発行価額の総額であり、平成26年9月26日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。ただし、今回の一般募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

3. 売出金額は、売出価額の総額であり、平成26年9月26日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】

1. 今回の募集（一般募集によるものをいい、その他の者に対する割当によるものを除く。）及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	293,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株

- (注) 1. 平成26年10月3日(金)開催の取締役会決議によります。
2. 上記発行数は、平成26年10月3日(金)開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集133,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集（公募による新株式発行に係る募集と併せて、以下「一般募集」という。）100,000株並びにその他の者に対する割当（以下「その他の者に対する割当」という。）60,000株の合計であります。一般募集のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
3. 一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から32,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
4. 一般募集及びその他の者に対する割当とは別に、平成26年10月3日(金)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のみずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式32,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。
5. 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
6. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

一般募集については、平成26年10月20日(月)から平成26年10月23日(木)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け（一般募集）」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

その他の者に対する割当については、上記一般募集における発行価格と同一の発行価格にて第三者割当を行います。

(1) 【募集の方法】

区分		発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当				
その他の者に対する割当		60,000株	161,000,000	80,500,000
一般募集	新株式発行	133,000株	335,000,000	167,500,000
	自己株式の処分	100,000株	251,900,000	
計（総発行株式）		293,000株	747,900,000	248,000,000

(注) 1. 一般募集については、金融商品取引業者の買取引受けにより募集し、その他の者に対する割当については、第三者割当の方法によります。

その他の者に対する割当については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 その他の者に対する割当について」及び後記「第3 第三者割当の場合の特記事項」もご参照ください。

2. 一般募集の発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、一般募集及びその他の者に対する割当の資本組入額の総額は、それぞれ会社計算規則第14条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。なお、一般募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。

4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成26年9月26日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】（一般募集）

発行価格（円）	発行価額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 (注) 1. 2. 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。	未定 (注) 1. 2.	未定 (注) 1.	100株	自 平成26年10月24日(金) 至 平成26年10月27日(月) (注) 3.	1株につき発行価格と同一の金額	平成26年10月30日(木) (注) 3.

(注) 1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成26年10月20日(月)から平成26年10月23日(木)までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に、一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額）及び資本組入額を決定いたします。なお、一般募集の資本組入額は一般募集の資本組入額の総額を一般募集における新株式発行に係る発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、一般募集の資本組入額、その他の者に対する割当の資本組入額、売価及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（その他の者に対する割当の発行価額の総額、その他の者に対する割当の資本組入額の総額、一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、一般募集の資本組入額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額の合計額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.medius.co.jp/>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2. 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成26年10月17日(金)から平成26年10月23日(木)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成26年10月20日(月)から平成26年10月23日(木)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成26年10月20日(月)の場合、申込期間は「自 平成26年10月21日(火) 至 平成26年10月22日(水)」、払込期日は「平成26年10月27日(月)」

発行価格等決定日が平成26年10月21日(火)の場合、申込期間は「自 平成26年10月22日(水) 至 平成26年10月23日(木)」、払込期日は「平成26年10月28日(火)」

発行価格等決定日が平成26年10月22日(水)の場合、申込期間は「自 平成26年10月23日(木) 至 平成26年10月24日(金)」、払込期日は「平成26年10月29日(水)」

発行価格等決定日が平成26年10月23日(木)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、

となりますのでご注意ください。

4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所（一般募集）へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

5. 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金にそれぞれ振替充当します。

6. 申込証拠金には、利息をつけません。

7. 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成26年10月20日(月)の場合、受渡期日は「平成26年10月28日(火)」

発行価格等決定日が平成26年10月21日(火)の場合、受渡期日は「平成26年10月29日(水)」

発行価格等決定日が平成26年10月22日(水)の場合、受渡期日は「平成26年10月30日(木)」

発行価格等決定日が平成26年10月23日(木)の場合、受渡期日は「平成26年10月31日(金)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(3) 【申込取扱場所】（一般募集）

後記「3 株式の引受け（一般募集）」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】（一般募集）

店名	所在地
株式会社静岡銀行 草薙支店	静岡市清水区草薙一丁目13番10号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

(5) 【募集の条件】（その他の者に対する割当）

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	100株	自 平成26年10月24日(金) 至 平成26年10月27日(月) (注) 1.	該当事項はあ りません。	平成26年10月30日(木) (注) 1.

(注) 1. 発行価格、申込期間及び払込期日については、前記「(2) 募集の条件（一般募集）」において決定される発行価格、申込期間及び払込期日とそれぞれ同一とします。なお、その他の者に対する割当の資本組入額は、その他の者に対する割当の資本組入額の総額をその他の者に対する割当の発行数で除した金額とします。

2. 60,000株を福井医療株式会社に割当て、一般募集は行いません。

3. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。

4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所（その他の者に対する割当）へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所（その他の者に対する割当）へ発行価格を払込むものとします。

(6) 【申込取扱場所】（その他の者に対する割当）

店名	所在地
メディアスホールディングス株式会社 本社	東京都中央区京橋一丁目1番1号

(7) 【払込取扱場所】（その他の者に対する割当）

店名	所在地
株式会社静岡銀行 草薙支店	静岡市清水区草薙一丁目13番10号

3 【株式の引受け】（一般募集）

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	158,400株	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額をそれぞれ払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額（発行価格）と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	30,300株	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	14,000株	
東海東京証券株式会社	名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	14,000株	
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号	14,000株	
静銀ティーエム証券株式会社	静岡市葵区追手町1番13号	2,300株	
計		233,000株	

(注) その他の者に対する割当については、株式の引受けは行いません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
747,900,000	10,000,000	737,900,000

(注) 1. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、一般募集における新株式発行及び自己株式の処分並びにその他の者に対する割当に係る、それぞれの合計額であります。

2. 一般募集の引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

3. 払込金額の総額（発行価額の総額の合計）は、平成26年9月26日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額737,900,000円については、一般募集及びその他の者に対する割当と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限80,000,000円と合わせ、手取概算額合計上限817,900,000円について、平成26年11月までに株式会社秋田医科器械店の株式取得に係る長期借入金の返済に300百万円（平成25年7月支出、平成26年10月2日現在の当該残高の全額）、福井医療株式会社の株式取得資金（163百万円）の一部として161百万円を充当し、残額を平成26年11月までに運転資金として借入れた短期借入金500百万円（平成26年6月借入れ）の返済の一部に充当する予定であります。当該短期借入金は、平成26年7月の株式会社ジオットの株式取得並びに子会社の販売及び購買管理の統一化などの業務改善を目的としたシステム投資に係る借入金であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	32,000株	86,000,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集の主幹会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から32,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、一般募集の資本組入額、その他の者に対する割当の資本組入額、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（その他の者に対する割当の発行価額の総額、その他の者に対する割当の資本組入額の総額、一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、一般募集の資本組入額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額の合計額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.medius.co.jp/>）（新聞等）で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 売出価額の総額は、平成26年9月26日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 平成26年10月24日(金) 至 平成26年10月27日(月) (注) 1.	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	みずほ証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所		

(注) 1. 売出価格及び申込期間は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件（一般募集）」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3. 申込証拠金には、利息をつけません。

4. 株式の受渡期日は、平成26年10月31日(金)（ ）であります。

ただし、株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件（一般募集）」における株式の受渡期日と同一といたします。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から32,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、32,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために、当社は平成26年10月3日(金)開催の取締役会において、みずほ証券株式会社が割当先とする当社普通株式32,000株の第三者割当増資(本件第三者割当増資)を、平成26年11月27日(木)を払込期日として行うことを決議しております。(注)1.

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成26年11月20日(木)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。(注)2.)、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注)1. 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 32,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割当先 | みずほ証券株式会社 |
| (5) 申込期間(申込期日) | 平成26年11月26日(水) |
| (6) 払込期日 | 平成26年11月27日(木) |
| (7) 申込株数単位 | 100株 |

2. シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成26年10月20日(月)の場合、「平成26年10月23日(木)から平成26年11月20日(木)までの間」

発行価格等決定日が平成26年10月21日(火)の場合、「平成26年10月24日(金)から平成26年11月20日(木)までの間」

発行価格等決定日が平成26年10月22日(水)の場合、「平成26年10月25日(土)から平成26年11月20日(木)までの間」

発行価格等決定日が平成26年10月23日(木)の場合、「平成26年10月28日(火)から平成26年11月20日(木)までの間」

となります。

2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である株式会社エム・ケー、株式会社イケヤ及び池谷保彦並びに割当先である福井医療株式会社は、みずほ証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。なお、福井医療株式会社の当社普通株式の保有方針は、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」をご参照ください。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等（ただし、一般募集、その他の者に対する割当及び本件第三者割当増資並びに株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

3 その他の者に対する割当について

一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しと並行して、当社は平成26年10月3日(金)開催の取締役会において福井医療株式会社を割当先とする当社普通株式60,000株のその他の者に対する割当を行うことを決議しております。

後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、福井医療株式会社との業務資本提携に基づき、協働関係を維持するため、その他の者に対する割当を行うものであります。その他の者に対する割当にあたり、当社は日本証券業協会の定める株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則第2条第3項に基づく一般募集の引受人からの要請を遵守しており、仮に当該その他の者に対する割当が一般募集における親引け（発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）として行われた場合であっても、同規則第2条第2項に規定する親引けの禁止の例外に該当するものであります。なお、一般募集が中止となる場合は、福井医療株式会社を割当先とするその他の者に対する割当も中止いたします。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(平成26年8月31日現在)

a. 割当予定先の概要	名称	福井医療株式会社	
	本店の所在地	福井県福井市問屋町四丁目901番地	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 宮地修平	
	資本金	30,000,000円	
	事業の内容	医療機器の販売	
	主たる出資者及び出資比率	宮地修平 100.0%	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	提出者が保有している割当予定先の株式の数	
		割当予定先が保有している提出者の株式の数	
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引等の関係	経営指導及び手術室管理ソフトウェアの提供を行っております。なお、平成26年10月3日付で業務資本提携契約を締結いたしました。		
c. 割当予定先の選定理由	<p>福井医療株式会社は、北陸エリアで事業展開を行っている医療機器ディーラーで、売上高（平成24年）では福井県ではトップ、北陸エリアにおいてもトップクラスの企業です。</p> <p>福井医療株式会社とは、従来より広域病院等の共同購買への相互協力による対応、当社が保有する手術室管理ソフトウェアの提供及び人事管理を中心とした経営指導を行ってまいりましたが、更に協力関係を深化させることを目的に平成25年11月頃より業務資本提携に向け協議を開始いたしました。その後当社グループ及び福井医療株式会社が保有している有益な経営資源を相互に活用することで、双方の得意先に対し付加価値が高く、優れた商品・サービスを提供することが、当社の経営基盤をより強固なものにし、企業価値の向上に繋がることと確信し、平成26年10月3日付で業務資本提携契約を締結することに合意致しました。</p> <p>福井医療株式会社との本業務資本提携の内容は以下の通りです。</p> <p>両社が保有する専門領域における知識を相互に活用し、両社の業容拡大を図る。</p> <p>両社の人材交流及び教育により、相互協力関係を構築する。</p> <p>両社が保有するシステムの相互利用等によるコスト削減を図る。</p> <p>当社が保有するソフトウェアや医療材料データベース等に医療機関経営改善に繋がるサービスを活用し、業容拡大を図る。</p> <p>広域病院等の共同購買活動への相互協力による対応をする。</p> <p>自然災害等発生時において、相互協力により安定した医療材料の供給を図る。</p>		

	<p>福井医療株式会社に対する割当ては、上記による今後の関係深化を図ることを主旨としたものであります。以上のとおり、福井医療株式会社は、当社グループが進出していないエリアにおける有力な医療機器ディーラーであるため、当社グループの成長と発展に寄与し、双方のエリアにおける地域医療サービスの向上については、当社の企業価値向上に資するものと考え、割当予定先に選定いたしました。</p>
d . 割り当てようとする株式の数	当社普通株式 60,000株
e . 株券等の保有方針	<p>割当予定先は、割当により取得する株式を中長期的に保有することを予定しています。</p> <p>当社は割当予定先である福井医療株式会社との間におきまして、払込期日より2年間において、割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の内諾を得ております。</p> <p>なお、福井医療株式会社は、みずほ証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中は、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、原則として当社普通株式の売却等を行わないことに合意しております。</p>
f . 払込みに要する資金等の状況	<p>当社は、割当予定先の払込みに要する財産の存在について、割当予定先の平成26年3月期財務諸表より十分な現預金を保有していること、また、割当予定先の取引銀行の当座預金の残高を平成26年9月3日現在で確認しており、当該割当予定先が割当予定株式の払込金額の払込みに足りる現預金を保有していることを確認しております。</p>
g . 割当予定先の実態	<p>当社は、割当予定先が「暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより、経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」という。）」ではないこと、及び特定団体等との関係の有無について第三者機関である株式会社JPリサーチ&コンサルティング（住所：東京都虎ノ門三丁目7番12号、代表取締役：古野啓介）に、調査を依頼いたしました。その結果、割当予定先について、特定団体等ではないこと、及び特定団体等と何ら関係を有していないことを確認しており、その旨の報告書を得ております。また、当社は、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が反社会勢力とは一切関係が無い旨の表明を取得しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。</p>

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

その他の者に対する割当の払込金額は、一般募集における発行価格と同額といたします。一般募集における発行価格は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により決定する予定です。

上記のその他の者に対する割当の払込金額の決定方法は、会社法第201条第2項に定める「公正な価額による払込みを実現するために適当な払込金額の決定の方法」に該当し、当社において適切な決定方法であると判断しております。したがって、その他の者に対する割当は会社法に定める特に有利な金額による発行には該当しないものと判断しております。なお、払込金額の決定方法に係る適法性につきましては、平成26年10月3日(金)開催の取締役会において、監査役5名(うち社外監査役3名)が適法である旨意見を表明しております。

b 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

その他の者に対する割当により発行される株式数は60,000株(議決権の数600個)であり、平成26年6月30日現在の当社の発行済株式総数3,031,356株に対する割合は1.98%(平成26年6月30日現在の総議決権数29,027個に対する割合は2.07%)に相当するものであります。なお、一般募集及びその他の者に対する割当並びに本件第三者割当増資により発行及び処分される合計株式数は最大325,000株(議決権の数最大3,250個)であり、平成26年6月30日現在の当社の発行済株式総数3,031,356株に対する割合は最大10.72%(平成26年6月30日現在の総議決権数29,027個に対する割合は最大11.20%)に相当するものであります。これにより希薄化が生じることとなりますが、今回の調達資金は、福井医療株式会社との業務資本提携に係る株式取得費用に充当する予定であります。したがって、中長期的な観点から当社グループの成長に資するものであるため、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。なお、資金使途につきましては、前記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」をご参照ください。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
株式会社エム・ケー	群馬県太田市新井町533番地5 MKビル4F	405	13.95	405	12.44
株式会社イケヤ	静岡県静岡市清水区草薙杉道三丁 目2番12号	320	11.02	320	9.83
メディアスホールディ ングス従業員持株会	東京都中央区京橋一丁目1番1号	280	9.68	280	8.63
永田 幸夫	静岡県静岡市清水区	90	3.11	90	2.77
梅澤 悟	群馬県太田市	90	3.10	90	2.76
池谷 保彦	静岡県静岡市清水区	89	3.09	89	2.76
栗原医療従業員持株会	群馬県太田市清原町4番地の6	77	2.67	77	2.38
野田 了子	静岡県静岡市清水区	66	2.28	66	2.03
アルフレッサホール ディングス株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番 3号	60	2.07	60	1.84
福井医療株式会社	福井県福井市問屋町四丁目901番 地			60	1.84
計		1,479	50.97	1,539	47.30

(注) 1. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は平成26年6月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2. 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成26年6月30日現在の所有株式数及び総議決権数に平成26年7月2日付株式会社ジオットとの株式交換にかかる自己株式交付及び一般募集及び福井医療株式会社に対する第三者割当増資による増加分を加味し、みずほ証券株式会社に対する第三者割当増資に対する申込みが全て行われた場合の数字であります。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

特に新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社のロゴマーク



を記載いたします。

- ・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、一般募集の資本組入額、その他の者に対する割当の資本組入額、売価及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（その他の者に対する割当の発行価額の総額、その他の者に対する割当の資本組入額の総額、一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、一般募集の資本組入額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額の合計額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.medius.co.jp/>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

募集又は売出しの公表後における空売りについて

- (1) 金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（ 1 ））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（ 2 ）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（ 3 ）の決済を行うことはできません。
- (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（ 2 ）に係る有価証券の借入れ（ 3 ）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

- 1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成26年10月4日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成26年10月20日から平成26年10月23日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。
- 2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。
 - ・先物取引
 - ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り
 - ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り
- 3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

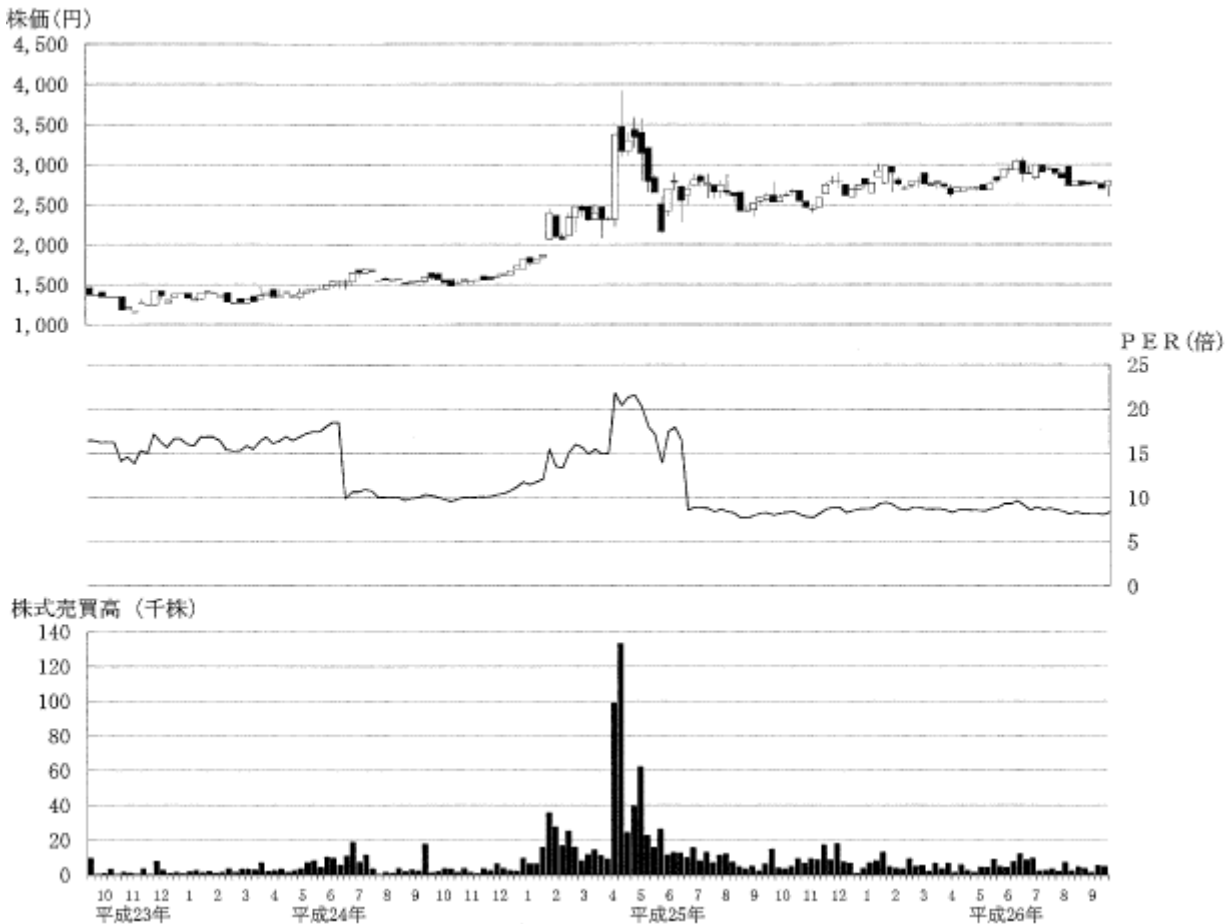
・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

（株価情報等）

1 【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成23年10月3日から平成25年7月15日までの株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)並びに平成25年7月16日から平成26年9月26日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。

株式会社大阪証券取引所の現物市場は、平成25年7月16日より株式会社東京証券取引所の現物市場に統合されております。



(注) 1 . 株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。

- ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
- ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

2 . P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{1 \text{ 株当たり当期純利益 (連結)}}$$

平成23年10月3日から平成24年6月30日については、平成23年6月期有価証券報告書の平成23年6月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を3で除して得た数値を使用(平成23年7月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っているため。)。

平成24年7月1日から平成25年6月30日については、平成24年6月期有価証券報告書の平成24年6月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成25年7月1日から平成26年6月30日については、平成25年6月期有価証券報告書の平成25年6月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成26年7月1日から平成26年9月26日については、平成26年6月期有価証券報告書の平成26年6月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2 【大量保有報告書等の提出状況】

平成26年4月3日から平成26年9月26日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第5期事業年度)の提出日以後、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日(平成26年10月3日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成26年10月3日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第5期事業年度)の提出日(平成26年9月26日)以降、本有価証券届出書提出日(平成26年10月3日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(平成26年9月29日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成26年9月26日開催の第5期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年9月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 配当財産の種類

金銭

ロ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金80円 総額232,312,560円

ハ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年9月29日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役として、池谷保彦、野中治男、梅澤悟、平野清、栗原勝、芥川浩之、遠山峰輝、信友浩一の8名を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	21,824	11	0	(注) 1	可決 92.76
第2号議案 取締役8名選任の件				(注) 2	
池谷 保彦	21,855	13	0		可決 92.76
野中 治男	21,835	33	0		可決 92.68
梅澤 悟	21,855	13	0		可決 92.76
平野 清	21,855	13	0		可決 92.76
栗原 勝	21,855	13	0		可決 92.76
芥川 浩之	21,855	13	0		可決 92.76
遠山 峰輝	21,845	23	0		可決 92.72
信友 浩一	21,845	23	0		可決 92.72

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第5期)	自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日	平成26年9月26日 関東財務局長に提出
---------	---------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年9月22日

メディアスホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷 津 良 明 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 須 賀 壮 人 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているメディアスホールディングス株式会社の平成25年7月1日から平成26年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、メディアスホールディングス株式会社及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、メディアスホールディングス株式会社の平成26年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、メディアスホールディングス株式会社が平成26年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年9月22日

メディアスホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷 津 良 明 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 須 賀 壮 人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているメディアスホールディングス株式会社の平成25年7月1日から平成26年6月30日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、メディアスホールディングス株式会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。